

電話口頭記録

部長	[Redacted]				
技監	[Redacted]			担当	
来所年月日	平成 27 年 5 月 29 日 13:30	来所者	熱海警察署生活安全課		
起案年月日	平成 27 年 5 月 29 日	対応者	[Redacted]		
決裁年月日	平成 27 年 月 日	対応者	東部健康福祉センター廃棄物課 [Redacted]		
標題	[Redacted] 事案について ([Redacted] からの告発に対する対応)				
用件	<p>(概要)</p> <p>[Redacted] 事案について、[Redacted] の [Redacted] が、熱海警察署と県警本部に「告発状」なる文書を提出した。 今般、熱海警察署生活安全課の [Redacted] 及び [Redacted] が来所し、当該「告発状」に対する対応について「[Redacted]」と説明した。熱海警察署生活安全課とのやり取りは以下のとおり。</p> <p>【熱海警察署生活安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱海警察署に、[Redacted] の [Redacted] が、「告発状」なる文書を提出した。当課は当該文書を預かり、内容を確認後、[Redacted] に方針等を回答することとした。 「告発状」の内容を確認したが、[Redacted]、また、[Redacted] 事案について、当課には [Redacted]、 よって、[Redacted] に、「[Redacted]」旨を回答する予定だ。 [Redacted] は、同じ内容の「告発状」を県警本部に提出している。現在県警本部でも対応を決裁中であるが、県警本部も当課と同様に「[Redacted]」との見解である。 東部健康福祉センターは、本件について過去に対応していると聞いている。今後は、本件について貴課で対応いただきたい。 <p>【東部健康福祉センターの回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当課は、平成 21 年 2 月に熱海市日金及び伊豆山における産業廃棄物の放置を確認し、それ以後対応を続けている。 過去の記録を確認したが、当課は [Redacted] による明確な不法投棄の事実を確認していない。 [Redacted] [Redacted]、撤去指導が困難な状況ではあるが、本件について、今後も指導を継続する。 [Redacted] が当課を再度訪れた際には、行政としてできる範囲の対応をする。 <p>【熱海警察署生活安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> [Redacted] は、PCB の事をしきりに気にしていたが、貴課は、現場に不法投棄されたといわれる PCB について、どのように考えているか。 <p>【東部健康福祉センターの回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当課は、過去に日金の現場でトランスを確認している。 このトランスについて当課が検体を採取し、外部検査機関に分析を依頼したところ、PCB は含まれていなかった。 [Redacted] のような PCB は、このトランスのことと思われる。 当該トランスは、しばらく現場に置かれていたが、その後行方不明となっている。 トランスが行方不明となっているのは事実だが、当課は、PCB が行方不明になっているとは考えていない。またこのことは、[Redacted] にも説明済みである。 <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、[Redacted] 事案に対する行政指導を継続する。 (今回の熱海警察署生活安全課とのやり取りについては、平成 27 年 5 月 29 日 14 時に、廃棄物リサイクル課 [Redacted] に電話連絡し、情報提供済み。) 				
概要					